管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、「空港の供用開始の日」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第十六条第一項に規定する特定地方管理空港の運営等の開始の日」と、同項第一号中「氏名」とあるのは「商号」と、同条第二項及び同令第六条中「空港管理者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、「氏名」とあるのは「商号」と、同令第十五条中「空港管理者又は指定空港機能施設事業者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」とする。

２　法附則第十八条の規定により読み替えて適用する空港法第三十九条の規定を適用する場合における空港法施行規則第二十条の規定については、同条中「別記第五号様式」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十三号）第八号様式」とする。

（職権の委任）

第九条　（略）

２　法附則第六条第四項及び第五項の権限並びに法附則第七条第二項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

一　空港法第三十九条第一項の権限

二　空港法第三十九条第二項の権限

三　空港法第四十条の権限

３・４　（略）

第２号様式（第３条関係）

（表）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律

第８条第２項の規定により準用する

空港法第39条第３項の規定による検査員証

（略）

（裏）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

（空港法の特例等）

第８条

２　空港法第12条、第13条、第39条及び第40条の規定は、国管理空港運営権者について準用する。この場合において、同法第39条第１項及び第２項中「この法律」とあるのは、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第８条第２項において準用する第12条及び第13条の規定」と読み替えるものとする。

第19条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。

⑽　第８条第２項において準用する空港法第39条第２項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、「空港の供用開始の日」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第十六条第一項に規定する特定地方管理空港の運営等の開始の日」と、同項第一号中「氏名」とあるのは「商号」と、同条第二項及び同令第六条中「空港管理者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、「氏名」とあるのは「商号」と、同令第十五条中「空港管理者又は指定空港機能施設事業者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」とする。

２　法附則第十八条の規定により読み替えて適用する空港法第三十二条の規定を適用する場合における空港法施行規則第十六条の規定については、同条中「別記第三号様式」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十三号）第八号様式」とする。

（職権の委任）

第九条　（略）

２　法附則第六条第四項及び第五項の権限並びに法附則第七条第二項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

一　空港法第三十二条第一項の権限

二　空港法第三十二条第二項の権限

三　空港法第三十三条の権限

３・４　（略）

第２号様式（第３条関係）

（表）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律

第８条第２項の規定により準用する

空港法第32条第３項の規定による検査員証

（略）

（裏）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

（空港法の特例等）

第８条

２　空港法第12条、第13条、第32条及び第33条の規定は、国管理空港運営権者について準用する。この場合において、同法第32条第１項及び第２項中「この法律」とあるのは、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第８条第２項において準用する第12条及び第13条の規定」と読み替えるものとする。

第19条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、100万円以下の罰金に処する。

⑽　第８条第２項において準用する空港法第32条第２項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。